

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

環境政策課-1
R 7 年度予算用

1	名 称 (予 算 事 業 名)		犬猫の避妊等手術費助成金										
			予 算 事 業 名		環境美化衛生費／畜犬等対策費								
			予算事業コード		02487								
2	交 付 開 始 年 度		昭和	62	年度	創 設 か ら 39 年度目			3	終 期	令和	8	年度
4	分 類		事業費補助						5	所 属		環境政策課	
6	根 拠 法 令		鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱										
7	事 業 の 目 的 ・ 概 要		動物愛護の精神に基づき、犬又は猫の避妊・去勢手術に要する経費の一部を助成することにより、動物の適正な飼養を促すとともに、市民の生活環境の保全を図る。										
8	補 助 対 象 者		避妊去勢手術を飼犬・飼猫に受けさせた飼主(市内在住)、繁殖を抑制する目的で市内で猫を保護し手術を受けさせた個人(市内在住)やボランティア団体。										
	交 付 先 (補 助 対 象 者 と 異 な る 場 合)												
9	補 助 金 額 等	(単位:千円)	補助対象事業費 (A)	財 源 内 訳				補助率 (B/A)	補助対象事業費の繰越額 (C)	補助金に対する繰越金の割合 (C/B)			
				市 補 助 金 (B)	国 補 助 金	県 補 助 金	そ の 他						
		R4年度決算額	15,500	1,550	0	0	13,950	10.0%	0	0.0%			
		R5年度決算額	15,500	1,550	0	0	13,950	10.0%	0	0.0%			
		R6年度当初予算額	19,000	1,900	0	0	17,100	10.0%					
		R7年度予算要求額	19,000	1,900	0	0	17,100	10.0%					
10	補助対象事業費の内訳 (具体的に記載)		犬猫の避妊及び去勢手術費用。										
	補助金等の算出根拠 (具体的に記載)		手術費用の約1割を目安としている。 (助成金額 犬の雌3,000円・猫の雌2,000円・犬及び猫の雄1,500円)										
	増 減 理 由												

(2) 補助金等判断基準

11	総 合 評 価 点	17	12	適 否 の 評 価	継続
13	補助金等の判断基準	評 価 点	評 価 の 理 由		
	必 要 性	5	野良犬、野良猫の増加を防止し、市民の生命、身体及び財産を保護することが、社会生活の安全及び公衆衛生の向上施策として重要と考える。		
		(減点) 0			
	公 平 性	4	狂犬病予防注射済みの登録犬又は猫の飼主(市内在住)及び、繁殖を抑制する目的で市内で保護した猫に手術を受けさせた個人(市内在住)又はボランティア団体を対象とする。予算の範囲内での助成であるため、当該年度において避妊・去勢手術を行ったすべてが対象となるわけではない。		
	効 果 性	4	【評価の理由】 野良犬、野良猫を減少させることが、社会生活の安全及び公衆衛生の向上につながる。		
			【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況 (具体的に記載)】 鈴鹿保健所管内における犬・猫の引き取り件数が減少傾向にあることから、その効果の結果だと察する。		
透 明 性	4	鈴鹿市補助金等交付要綱に基づく適正な処理にて事務を執行している。			
	(減点) 0				

(3) 終期延長の理由 (終期を延長した初年度のみ記入) 前回終期 令和 年度

--

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

環境政策課-2
R 7 年度予算用

1	名 称 (予 算 事 業 名)		市外火葬場使用料補助金										
			予 算 事 業 名		—								
			予算事業コード		—								
2	交 付 開 始 年 度		平成	26	年度	創 設 か ら 12 年 度 目			3	終 期	令和	8	年度
4	分 類		事業費補助						5	所 属		環境政策課	
6	根 拠 法 令		鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱										
7	事 業 の 目 的 ・ 概 要		鈴鹿市斎苑の使用を停止した場合において、市外の火葬場で火葬又は焼却をし、鈴鹿市斎苑の使用料を超えて市外の火葬場の使用料を負担した者に対し、これらの使用料の差額を補助金として交付することにより、市民の負担の公平を図る。										
8	補 助 対 象 者		鈴鹿市斎苑の使用を停止した場合において、市外の火葬場を使用し、当該火葬場の使用料を支払った者										
	交 付 先 (補 助 対 象 者 と 異 な る 場 合)												
9	補 助 金 額 等	(単位:千円)	補助対象事業費 (A)	財 源 内 訳				補助率 (B/A)	補助対象事業費の繰越額 (C)	補助金に対する繰越金の割合 (C/B)			
			市 補 助 金 (B)	国 補 助 金	県 補 助 金	そ の 他							
			R4年度 決算額	0	0	0	0	—	0	—			
			R5年度 決算額	0	0	0	0	—	0	—			
			R6年度 当初予算額	0	0	0	0	—					
R7年度予算 要求額	0	0	0	0	—								
10	補助対象事業費の内訳 (具体的に記載)		鈴鹿市斎苑の使用を停止した場合に、市外の火葬場において火葬又は焼却をするために要する経費の補助。										
	補助金等の算出根拠 (具体的に記載)		鈴鹿市斎苑の使用を停止した場合に、市外の火葬場の使用料から鈴鹿市斎苑の使用料を減じた額。										
	増 減 理 由												

(2) 補助金等判断基準

11	総 合 評 価 点	18	12	適 否 の 評 価	継続
13	補助金等の判断基準	評 価 点	評 価 の 理 由		
	必 要 性	5	市民の負担の公平を図るため必要である。		
		(減点) 0			
	公 平 性	5	鈴鹿市斎苑の使用を停止した場合において、市外の火葬場を使用し、当該火葬場の使用料を支払った全ての市民が対象となるため公平性が高い。		
	効 果 性	4	【評価の理由】 鈴鹿市の斎苑を停止した場合に、市外の火葬場の使用料の差額を補助金として交付することにより、費用面で安心して市外の火葬場を使用していただくことができる。		
			【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況 (具体的に記載)】 鈴鹿市の斎苑を停止した場合に、市外の火葬場を使用していただくことで、スムーズに火葬を執り行うことができる。		
透 明 性	4	鈴鹿市補助金等交付要綱に基づく適正な処理にて事務を執行する。			
	(減点) 0				

(3) 終期延長の理由 (終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 年度

--

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

環境政策課-3
R 7 年度予算用

1	名 称 (予 算 事 業 名)		鈴鹿市太陽光発電設備等設置費補助金											
			予 算 事 業 名		太陽光発電設備等設置費補助事業費									
			予算事業コード		02495									
2	交 付 開 始 年 度		令和	5	年度	創 設 か ら 3 年 度 目			3	終 期	令和	7	年度	
4	分 類		事業費補助						5	所 属	環境政策課			
6	根 拠 法 令		鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱											
7	事 業 の 目 的 ・ 概 要		2030（令和12）年度における、鈴鹿市全体の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で50%削減する目標の達成につなげるため、太陽光発電設備単体又は太陽光発電設備及び蓄電池を設置した市民に対し、補助金を交付する。											
8	補 助 対 象 者		市内で自ら所有し居住する住宅の屋根等に太陽光発電設備等を設置する者											
	交 付 先 (補 助 対 象 者 と 異 な る 場 合)													
9	補 助 金 額 等	(単位:千円)	補助対象事業費 (A)	財 源 内 訳				補助率 (B/A)	補助対象事業費の繰越額 (C)	補助金に対する繰越金の割合 (C/B)				
			市 補 助 金 (B)	国 補 助 金	県 補 助 金	そ の 他								
			R4年度決算額	0	0	0	0	—	0	—				
			R5年度決算額	6,291	0	0	6,230	61	0.0%	0	—			
			R6年度当初予算額	12,439	0	0	12,439	0	0.0%					
R7年度予算要求額	8,231	0	0	8,231	0	0.0%								
10	補助対象事業費の内訳 (具体的に記載)		太陽光発電設備等の設置に係る費用 ・ 家庭用太陽光発電設備の設置 ・ 家庭用蓄電池の設置 (工事費も含む)											
	補助金等の算出根拠 (具体的に記載)		・家庭用太陽光発電設備: 発電容量1KW当たり7万円 ・家庭用蓄電池: 蓄電池の価格(工事費込み・税抜き)の3分の1の額 ※1KWh当たり15万5千円(工事費込み・税抜き)以下の蓄電池に限る ※上限10Kwh											
	増 減 理 由		県補助金減額のため											

(2) 補助金等判断基準

11	総 合 評 価 点	18	12	適 否 の 評 価	継続
13	補助金等の判断基準	評 価 点	評 価 の 理 由		
	必 要 性	5	総合計画の基本施策である「再生可能エネルギーの活用等による温室効果ガスの削減」と合致するものであり、また、市内のカーボンニュートラルの実現に貢献する事業であるため、本市をはじめ社会全体で必要とされる。		
		(減点) 0			
	公 平 性	3	広く市民に対して当該事業の啓発を行い、実施しているが、予算の範囲内での補助金交付となること、また、補助対象設備の設置時期が限られていること。		
	効 果 性	5	【評価の理由】 家庭向けの太陽光発電設備や蓄電池の導入の促進は、市内の温室効果ガス排出量を削減し、カーボンニュートラルの推進につながるため。 【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況 (具体的に記載)】 令和5年度は8件、令和6年度は18件の設備導入の実績があった。 令和7年度は、さらに多くの設備導入を促進するため、積極的に啓発活動を行う。		
透 明 性			5	鈴鹿市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱に基づく適正な処理にて事務を執行している。 また、三重県から交付される「三重県太陽光発電設備等設置費 (個人向け) 補助金」を財源としている。	
	(減点) 0				

(3) 終期延長の理由 (終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 年度

--